

令和5年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業実施要領

第1 目的

本事業は、ベトナム・ロンアン省と連携して行う介護人材育成プログラム「茨城県コース」の技能実習生及び県内施設等から選抜した技能実習生及び1号特定技能外国人（以下「技能実習生等」という。）に対し集中的な日本語学習支援を実施することで、介護福祉士国家試験に合格できる技能実習生等を養成し、長期にわたり介護分野で活躍する外国人材を確保することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、技能実習生等に対し介護福祉士国家試験に合格するための日本語習得のための学習支援を実施する、技能実習生等受入施設・事業所とする。

第3 事業内容

県内の受入施設等が技能実習生等に対して行う介護福祉士国家試験に合格するための日本語学習支援に必要な経費の一部を助成する。

第4 その他

その他必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。